

【重要】 7月30日の成田空港行き特別便の御搭乗にあたっての留意事項

令和3年7月26日（総21第117号）

在デンパサール日本国総領事館

※在インドネシア日本国大使館より、以下のお知らせが発出されましたので、お知らせいたします。

※本件に関する問い合わせは、在インドネシア日本国大使館までお願いします。（HP：https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）

在留邦人の皆様へ

当地滞在中の皆様へ

帰国のための特別便（7月30日成田空港行き）について、さきほど、領事メールにて御案内いたしましたところ、追加の連絡を差し上げます（8月1日成田空港行きの特別便に係る留意事項については、別途、案内いたします。）。

まず、今回の特別便では、厚生労働省・検疫所が確保する宿泊施設で10日間の待機を求められます。通常の定期便の場合と同様に、その費用は政府負担です。

次に、PCR検査陰性証明書についての留意事項です。

今回の特別便の利用者についても、日本入国に当たっては、PCR検査を出国前72時間以内に受検し、陰性であることを証明した新型コロナウイルス陰性証明書を取得していただくことが必要です。また、ジャカルタ近郊以外にお住まいの方々については、当局により現在発令されている緊急活動制限の中で、ジャカルタのスカルノハッタ国際空港まで国内移動していただくことが必要です。

つきましては、御搭乗にあたりましては、以下のことに御留意の上、渡航の御準備をお進めください。

1. PCR検査陰性証明書の取得にあたりましては、我が国の陰性証明書フォーマット（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html）に記載した証明書を発給する現地医療機関で陰性証明書を取得してください。また、検査機関によっては、検査機関独自に発行される陰性証明書に加えて、我が国の陰性証明書フォーマットに記載した証明書も発行してほしいと依頼すれば対応してもらえるところもあります。受検される医療機関にまずはこのように御依頼頂くようお願い申し上げます。

2. 一方、様々な事情により、我が国の陰性証明書フォーマットに記載した証明書の入手が難しい場合には、以下のとおり、必要な手続きを御案内いたします。

（1）我が国の陰性証明書フォーマットに記載した証明書取得が困難な方については、

英語（英語での入手が困難な場合はインドネシア語）で記載された陰性証明書の取得をお願い致します。その上で、入国に支障が生じないことを確実にするため、7月30日（金）当日の御搭乗のチェックイン手続きを行う前に、空港のチェックインカウンター付近にて大使館職員より追加書類を発行いたします。この手続きは午前3時から開始します。

（2）その際には、当地医療機関等から取得した陰性証明書、パスポートを携行し、我が国の陰性証明書フォーマット（1. を参照）をあらかじめ印刷の上、氏名、生年月日、性別、パスポート番号、結果判明日、検体採取日時等を御自分で記入した上で空港のチェックインカウンターに御来訪いただけますようお願い申し上げます。

（3）空港での追加書類の発行にあたっては、大使館に事前に届け出ていただくことが必要です。7月29日（木）正午までに、当館のメールアドレス（oshirase@dj.mofa.go.jp）まで代表者の氏名及び人数についてお知らせください。

（4）地方在住の方におかれましては、陰性証明書は、可能な限り、ジャカルタへの国内移動をする前に、居住地あるいはその周辺の都市で取得されることをお勧め致します。ジャカルタでは、スカルノハッタ国際空港のPCR検査場や市内の医療機関、検査場はどこも混雑しており、予約をとるのに苦労したり、結果の判明が遅れたりすることが発生しております。

3. 地方在住の方は、ジャカルタの国際空港へ国内移動されることが必要です。緊急活動制限の措置のもと、外国人は出国を目的とした国内移動ではワクチン接種証明書の提示は免除されますが、出国を目的とした国内移動であることを証明するため、日本への航空券を提示することが求められます。したがって、国内移動の前に、日本への出国のための航空券を必ず予約してください。そして、居住地からジャカルタに国内移動される場合には、この出国のための航空券を携行してください。

4. 出国前の御多忙中に大変な御面倒をおかけしますが、どうかよろしくようお願い申し上げます。